

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 4 号)

平成 1 8 年 2 月 2 2 日

答 申 第 4 号
平成18年 2月22日

尼崎市教育委員会
教育長 保 田 薫 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

公文書の不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成17年5月30日付け尼教職第149号による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成17年2月24日付け尼教職第599号の2による公文書非公開決定処分に対する異議申立てに係る諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市教育委員会が平成17年2月24日付け尼教職第599号の2で行った不開示決定処分（当該決定時点での尼崎市公文書の公開及び個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）においては「非公開決定処分」であった。以下「本件不開示決定処分」という。）については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成17年2月10日付けで改正前の条例第4条の規定により行った「 ならびに上司監督責任者に対する懲戒処分に関する書類」の公文書開示請求（改正前の条例においては「公文書公開請求」であった。）に対し、尼崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、「(1) 職員の公用パソコンの私的利用に係る事実確認について（報告）(2) 公用パソコンの私的利用に係る教育次長からの措置について」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、平成17年2月24日に行った本件不開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が意見書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

平成17年2月10日、職員 氏（尼崎 勤務）ならびに上司監督責任職員による地方公務員法第35条違反事件（職務専念義務違反・平成16年8月25日付弁護士

氏から教育長あて発送文書）に対する上記関係者の処分結果に係る公文書の公開請求を行ったところ、2月24日付で、公文書非公開決定通知があり、それによると公文書を公開しない理由として

(ア) 特定の個人が識別され得るものであり、また個人の経歴等に関する情報であることから、

(イ) 公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害すると認められるため

と明記されている。この非公開理由を考察してみると

(ア) については

本件違反者である職員 氏（尼崎 勤務）は勤務時間中に担当する公務を放棄して、プライベートで所属する （）関係者に、公用パソコンを、半ば公然と私的に利用して平成14年から15年にかけて、ほぼ連日のように公務始業時の午前9時ごろから終日にわたり継続的にメールを発信し、そのいずれの資料にも自己の氏名を明確に記載して、連絡・指示・通報していた事実が明白であり、さらに送信枚数も推定述べ数百枚を数え（資料提供者には70余枚）、地域も東京近郊・関西一円と広範囲にわたることから、受信者の間でも、パソコン利用の 氏の知名度・認識度は極めて高く、受信関係者の間からも不審の声が聞こえる程で、広く個人の氏名が公然と特定・識別・浸透してきており、さらにこのような

市役所内の不祥事案を、周知の事実として広く、しかも大多数の関係者が、大いに興味をもって見ているので、むしろ公開しない場合市政に対する、不信と疑惑が一層増幅すると懸念される。

(イ) について

記述している「プライバシー」の表現には、大きな疑問がある。

一般的に、「プライバシー」とは、公表されたくない個人の私生活や他人に知られたくない個人の秘密を意味するものと解釈しているが、(イ)に記載している「プライバシー」とは、何を指しているのか？

文脈から推察するに(ア)の事実であり、それに基づく処分内容である。

「これを公開することが、(貴市の主張する)「プライバシー」の侵害である」と記載しているが、これならば、正鵠を得ていない。大いに異論のあるところである。

何故ならば、すでに(ア)で述べたように、氏個人が公務中に自己個人の私的な便益をはかる目的で、自己の意思で、自己の氏名を明記して、公用パソコンを私用に利用して、長期間、多数の関係者にメールを発信したことは、まさに自己の都合であり、自己の違法行為を、自ら公表、公開かつ周知徹底させたといっても過言ではない。この段階で、氏は、貴市の主張する(ア)の「プライバシー」を自ら放棄したものであると、解釈するのが妥当ではないだろうか。

これに対する、実施機関の反論を想定するに「氏に対しておこなったと思料される処分はまさに、本人にとって不利益なものであり、場合により将来にかけて、回復できない汚点・疵を残すことになり、その意味で、処分結果の公文書を公開することは氏個人情報の漏洩となり、所謂「プライバシー」の侵害になる」との主張が予測できるが、しかし穿った見方をすれば、本人は、過去に「民間企業では出来ないが、公務員は をする時間的余裕がありまた上司も公認するなど、 に非常に理解があり、環境づくりにも協力的であるので喜んでいる」との趣旨の発言(本人は、この発言は否定すると思われる。証人あり)をしている事実等から考えて、氏本人は、公務時間中に「私用を公然と行う」事が違法行為であると十分に認識しておりながら敢えて、これを継続実行しても、現在の上司監督者であれば、これらを黙認・放任し本来、受けるべき処分も、極めて軽微なもので、たとえ外部に公表されても、自己の身上問題や経歴・処遇に悪影響はないだろうという甘えの認識と不祥事案に対する市当局の対応の甘さと隠蔽・擁護体質(巷間の風評)を見抜き、かつ予測した、まさに故意による背信者であると推測されるので、公開しても、何ら「プライバシー」の侵害にあたらなと思料される。

更に、あまねく公務員は、つねに国民(市民)全体の奉仕者として、信託と期待に応え、職務執行にあたって国民(市民)のために、ベストを尽くすべき義務がある。

また職務内容も、特に守秘を要するものを除いて、要望があれば一般的に公表されるべきである。個人の私生活の秘密暴露と異なり、公務員が、軽々に、しかもまるで伝家宝刀のごとく所謂「プライバシー」をことさら呪文のごとく主張し、これを盾に、公務中の怠業行為とそれに対する処分内容を隠蔽し、国民(市民)の知る権利を拒否し、剥奪することが果たして許されるのだろうか？

私生活における交通違反でさえ、公表され、マスコミに取り上げられる時勢に公務中の違法行

為とそれに対する処分が、何故「プライバシー」なのか、甚だ理解に苦しむ。疑問といわざるを得ない。

むしろ公表して謝罪、反省して、綱紀の肅正を行い、再発防止に職員一丸となって努力すべきではないだろうか。それこそが、市政に対する信頼の回復につながる最短距離であると思う。

以上の理由で、趣旨のとおり、非公開処分を取り消し、公文書が公開されるよう格段のご配慮をお願いする。

3 異議申立人の実施機関の不開示理由に対する意見

また、異議申立人は下記実施機関の主張に対して、異議申立人が開示請求しているのは処分結果すなわち処分内容(ランク)・理由・経緯であり、多くの文書は不要であるという趣旨を述べ、さらに続けて次のような意見も述べている。

(1) 実施機関は、「2件の公文書自体が、特定の個人に関する個人情報であり、改正前の条例第7条第1号に該当し、公開することにより、個人の権利利益を著しく害する」と主張しているが、異議申立人を含むいわゆる部外者には、実態不明、部外秘的な内部通達の存在及び記述内容については、全く知悉出来ず、また認識する術のない、部内公文書を持ち出し、これを根拠として個人情報と断定されても、異議申立人としては如何とも反論し難いもどかしさを感じる。最初から、「審議無用・役所のマニュアルに従いなさい」ということか。

穿った見方をすれば、異議申立人が、弁護士を通じて、本件個人の違法行為について詳細な資料を提供して職員の違法行為を告発し、違反者並びに上司監督者に対する懲戒処分措置を要望したのが平成16年8月25日以後今日に至る約1年3か月余の間、関係管理者等が、いずれ行われるであろう処分結果公開請求を予想して、予め非行職員等の擁護、責任の回避、事実隠蔽工作に奔走し、プライバシーと個人情報の保護を錦の御旗に掲げ、公表すれば、当該個人の権利、利益を著しく害するおそれがあるとの理由付けで、2件の公文書を作成し、情報の非公開処分を決定したのではないかと推測される。事実でないことを、祈り期待するが、一面、誠に官庁らしい、お役所の本質を垣間見た感じがする。全くないとすれば、1年3か月の間実態の把握に一体何をしていたのか?不信と疑問が募るばかりである。

(2) 実施機関は、「本件請求は、職員個人を特定し、その処分内容を公開するよう求めるものであることから・・・」と記載されているが、一般的に、違反行為を告発し、処分を求める場合、行為者と違反事実ならびに証拠資料を特定しなければならないことは当然であるが、実施機関の主張によれば、「特定する事が公文書では、特定の個人情報である。」とのことであり、それならば、今後どのような犯罪行為でも、個人及び違反事実を特定すれば、すべて個人情報として非公開とされるのか。大いに疑問のあるところである。

(3) 実施機関は、文書の発信先が、「限られた関係者に対してであり、一般に広く周知されたものでない」と述べ、「異議申立人も、そのように述べている」と主張しているが、これは、誤解であり、文書情報の持つ伝播性、波及性を全く理解していない。

すなわち、関係者に発信された文書(メール)の内容は、受信者からさらに多くの人達にそれぞれのルートを通じて連絡・支持・説明という形で伝言、発信され更にその人達を起点とし

て、広く裾野状に情報が広がって行く広範な伝播性、波及性があり、この意味で、まさに不特定多数の人達へのメール発信そのものである。

- (4) また実施機関は、「本件公文書（異議申立人には無関係、全く知らされていない）記載の処分歴は当該個人の職務遂行に関連する情報ではなく・・・個人に帰属する情報で・・・保護されるべき・・・」と主張しているが、当該職員個人は、給与を貰い、勤務時間に、一定時間、公務を装い、怠業して、公用パソコンを私的に使用していることは、公務遂行に関連しているのではないか。すなわち、公務時間中に、私的なことを行っていたから問題なのであり、それに係る懲罰が個人の「経歴に属する＝私的なことであるからプライバシーの侵害になる」ため非公開とするという論法は、公務時間中の公務放棄（サボタージュ）という本来あってはならない行為に対して、プライバシー保護を名目に、組織を挙げて擁護することであり、異議申立人が、職務怠慢職員の厳正な処分を求めたことに対して適正な処置を本当に行ったかどうかの疑いを抱かせるようなことになると考えるがどうか？非常に問題の多い、不可解な表現である。

また、「・・・職員の処分歴は当該個人の職務遂行に関連する情報ではなく、あくまで個人に帰属する情報であるから、たとえ公務員といえども保護されるべき情報である・・・」と主張しているが、これにも疑問を感じる。

何故ならば、公務時間中に職務遂行を怠ったことが問題であり、そのことを取り上げ当該職員の処分を求めているにもかかわらず、その処分が個人の情報だからと処分内容を公開しないというのは処分したかどうかを含めて隠蔽しようとしているといわざるを得ず、異議申立人からすると、本末転倒の条例解釈といわざるを得ない。

- (5) さらに実施機関は、「近年懲戒処分を定期的に公表する自治体が増加してきており・・・個人を特定した形での公表を敢えて、行っている例はなく、想定もされていない・・・」と逃げているが、今回の件では、実施機関に全く自浄能力がなく、外部からの要請で仕方なく、筋違いの屁理屈理論を展開し、組織ならびにサボタージュ職員を擁護しているとしか思えない。実施機関が自主的に公開しないから、異議申立人が敢えて、公開を求めているのであるから、弁解とすり替え理論で埋め尽くされた「非公開理由説明」のような論理は成り立たないことをご認識いただきたい。併せて「公表することを目的として、実施機関が作成、取得した情報にも、公益上必要であると認められるものにも該当するということとはできない」と主張しているが、長期間にわたり、発信される多数のメールが、ほぼ放射線状に伝播、波及され、その内容が周知徹底されるにつれ、受信者から、職員の違法行為が明白になり、やがて、怠慢行政への批判、人事管理の甘さが究明されるなど市役所全体への不信と疑念を招きかねない。公表することこそが、行政の透明性と信頼性を高め、公益上最も重要と思われる。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が「非公開理由説明書」に記載した不開示理由は、次のとおりである。

本件請求は職員個人を特定し、その処分内容を公開するよう求めるものであることから、本件公文書自体既に識別された特定の個人に関する情報であるため、本件公文書全体が改正前の条例第7

条第1号（個人情報）に該当する。

また、本件公文書には公文書公開請求書に記載の職員に対する措置内容及び当該措置に係る非違行為内容が詳細に記載されており、公開することにより当該個人の権利利益を著しく害するおそれがあると認められるものである。

なお、実施機関においては、過去に教職員への処分に係る公文書について職員名を特定しない形での請求があった際に、個人が特定されない範囲で事案の内容等はできる限り公開したことがある。しかしながら本請求については既に個人が特定されているのであり、事案の内容を部分的にせよ公開することが直ちに当該個人のプライバシーの侵害になると認められるため、全部非公開とせざるを得なかったものである。

1 異議申立書に対する反論等

(1) 異議申立書の内容

ア 異議申立ての趣旨

本件非公開決定処分を取り消す。

イ 異議申立ての理由

実施機関は非公開理由として、(ア) 特定の個人が識別され得るものであり、また個人の経歴等に関する情報であることから、(イ) 公開することにより、当該個人のプライバシーを侵害すると認められるため、としているが、(ア) に関しては該当の職員が自らほぼ連日のように広範囲にメールを発信していたことから、関係者の間では既に周知の事案として特定されていること、(イ) に関しても自己の意思で広範囲にメールを発信したことが自らプライバシーを放棄したとみなされること、特に違法行為と確認したうえでこのような行為に及んでいるのは故意による背信者と推測されるので、公開しても何らプライバシーの侵害にあたらないと史料される。公務員の違法行為とそれに対する処分はプライバシーとはいえず、むしろ公表して謝罪、反省して綱紀の肅正を行い、再発防止に職員一丸となって努力すべきである。

(2) 異議申立書に対する反論

異議申立人は、該当の職員が自らほぼ連日のように広範囲にメールを発信しており、関係者の間では既に周知の事案として個人が特定されていたことから、非公開にする必要がないと主張しているが、そもそも本件公文書に記載されている内容は個人の経歴に関する情報であり、改正前の条例第7条第1号にいう個人情報に該当することが明らかであるため、限られた（異議申立人の述べるところからも、一般の広く周知されているものではないことは明らかである）関係者の間で既に個人が特定されているかどうかということは本件公文書に対する公開の可否判断とは全く関係がない。また、公開することにより当該個人のプライバシーを侵害するかどうかという論点に関して、異議申立人が、自己の意思で広範囲にメールを発信したことが自らプライバシーを放棄したとみなされると主張していることについても、同様に無関係である。

また、公務員の違法行為とそれに対する処分はプライバシーとはいえないとの主張については、改正前の条例第7条第1号に相当する改正後の尼崎市情報公開条例第7条第2号中のただし書きウにおいて、公務員の職又は職務遂行の内容に係る部分については除く旨の規定がある

が、本件公文書に記載されている職員の処分歴は当該個人の職務遂行に関連する情報ではなく、あくまで個人に帰属する情報であるから、たとえ公務員といえども保護されるべき情報であることに変わりはない。

さらに異議申立人は、公表して謝罪、反省して綱紀の肅正を行い、再発防止に職員一丸となって努力すべきであると主張しているが、これをもって改正前の条例第7条第1号ただし書きにいう「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」にも、「公表することが公益上必要であると認められるもの」にも該当するということとはできない。近年懲戒処分を定期的に公表する自治体が増加してきており、昨年6月の地方公務員法の改正により、平成17年度分から懲戒処分の概要も含めた人事制度の運営等の状況を公表することが各自治体に義務づけられることとなったが、個人を特定した形での公表をあえて行っている例はなく、想定もされていないものである。

なお、綱紀の肅正等に関しては、平成16年10月1日付けで教育長名で「公用パソコンの私的利用の禁止等について（通達）」を発し、教育委員会事務局の全職員に対し周知と再発防止の取組を要請しているものである。

以上のとおり、本件処分に対する異議申立人の主張にはいずれも理由がないことから、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての審査委員会の基本的な考え方

本件については、第2の1で記載したとおり、異議申立人の請求、実施機関の決定及び異議申立書の提出もすべて平成16年度となっており、改正前の条例に基づいたものであった。そして、実施機関の主張する改正前の条例第7条第1号において、個人情報については「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」及び「法令の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要であると認められるもの」を除き不開示とすることができると規定されていた。また同条例第2条第3号において、「個人情報」とは「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と規定されていた。しかし、本市においてはその後条例改正が行われ、平成17年4月1日から尼崎市情報公開条例（以下「現行条例」という。）が施行されることとなった。

現行条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。（略）(2) 個人に関する情報（略）であって、当該個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は

財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等・・・の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定されている。この改正により、個人情報の不開示の例外規定が、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」となったことが認められる。

以上のように、個人情報については、新旧条例が個人識別型という点では共通しているが、現行条例では改正前の条例の「識別され得るもの」について明記されたほか、不開示情報の例外として、さらに上記の例外事項が明示されたものとなっている。このように異議申立時と現時点において条例が変更されており、それぞれの主張も改正前の条例に基づいているが、本審査委員会においては、保有公文書の開示請求の許否についての審査は現行条例に基づき判断されるべきであると解し、現行条例に基づき判断を行うこととする。

実施機関の保有する公文書は、現行条例施行前から保有されている公文書であっても現行条例の定めるところにより開示が行われることとなっていること、また審査委員会の審査は、裁判所による処分取消訴訟等における審理と異なり、処分時の法令に照らしての判断をすべきものではないし、またそのような判断をしても、結局のところ請求人による再度の開示請求がなされた場合に現行条例に基づく判断をなさねばならない点に鑑みれば、無用な繰返しを避けるべきことから、こうした判断がなされるべきであるからである。

2 本件公文書について

本件公文書についても、第2の1で記載したとおり、実施機関が特定したところによると「(1) 職員の公用パソコンの私的利用に係る事実確認について(報告) (2) 公用パソコンの私的利用に係る教育次長からの措置について」となっており、その中において氏名等、現行条例第7条第2号に規定する個人情報に記載されている。しかも、異議申立人にとってはもともと特定の職員の氏名及びその上司というように、特定の者を指定して開示請求を行ったものであるため、氏名はもちろん(これについては、いかなる開示請求者からの請求であっても個人情報に当たるものである)、その他の記載等、すなわち実施機関のいう事案の内容についても、異議申立人がそれを知ることによって直ちに特定の個人に結びつけられるもの、すなわち特定の個人を識別することができるものである。したがって、第4の4の判断と関係するが、本件公文書については、その記載事項のすべては一体として特定の個人を識別することができるものであり、一つの個人情報(少なくとも有意の情報はずべて個人情報)であるものとする。

3 条例第7条第2号該当性の判断

2で述べたとおり本件公文書は一つの個人情報に該当する。ここで異議申立人は、(請求に係る特定の個人)は、(1) メールを発信して自己の違法行為を自ら公表、公開したといっても過言ではなく、プライバシーを自ら放棄した、(2) 故意による背信者であると推測されるので公開してもプライバシーの侵害に当たらないと、また、(3) 公務中の違法行為とそれに対する処分はプライ

バシーではないと主張するが、現行条例第7条第2号については前述したとおりであり、個人情報については、個人識別型となっている。したがって異議申立人の主張するプライバシーとの関係で個人情報の開示、不開示を判断するということにはならず、同条同号の個人情報については原則不開示と考える。

しかし、これも前述したとおり同条同号ただし書き（個人情報の不開示の例外規定）が規定されており、同条同号本文に該当する個人情報であったとしてもただし書きに該当する場合は開示すべきであると考えられる。

そこで、以下では本件公文書が同条同号ただし書きア～ウに該当するかどうかを判断し、個人情報の原則不開示あるいは個人情報原則不開示の例外規定いずれかに該当するかの判断を行う。

(1) ただし書きア該当性の判断

ただし書きアについては、個人情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示しなければならないという趣旨であるが、本件公文書についてこの点の判断を行う。

まず、職員がその職務に関する行為又は職務外の行為により懲戒処分等の対象となった場合、これに関する情報を法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるかどうかについて判断を行う。ここで法令等とは現行条例第7条第1号により「法令若しくは条例」と規定されているため、関係する「地方公務員法」、「尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を検討する。実施機関が説明するように平成16年6月に「地方公務員法」が改正され、またそれに基づく「尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」において、概要を含めた人事制度の運営等の状況の公表が規定されている。しかし、当該法令等においては氏名の公表についての規定は認められない。したがって、職員がその職務に関する行為又は職務外の行為により懲戒処分等の対象となった場合、これに関する情報については「法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認めることはできない。

次に、職員がその職務に関する行為又は職務外の行為により懲戒処分等の対象となった場合、これに関する情報を慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報と認めるかどうかについて判断を行う。本市においては、上記の法令等も含めた経緯により、「尼崎市職員の懲戒処分等の公表に関する指針」が平成17年7月から施行されているということである。そこにおいて「事案の概要、処分（措置）量定及び処分（措置）年月日並びに役職等の被処分（措置）者に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するが、反社会性が強い事案に対する懲戒免職等については、社会的影響等を勘案して氏名を公表する場合もある」と定めている。しかし、本件公文書の記載内容及び当該指針の内容を総合的に比較判断しても、本件公文書の場合、これに関する情報については「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と認めるまでに至ることはできない。

以上により、本件公文書については、ただし書きアに該当する情報と判断することはできない。

(2) ただし書きイ該当性の判断

ただし書きイについては、個人情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示しなければならないという趣旨であるが、本件公文書については、これに該当する情報と判断することはできない。

(3) ただし書きウ該当性の判断

ただし書きウについては、個人情報であっても「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については開示しなければならないという趣旨であるが、本件公文書についてこれについて判断を行う。

本件公文書については、職員の公用パソコンの私的利用、及びそれに係る措置についてであり、また記載事項のすべては一体として特定の個人を識別することができるものであり、一つの個人情報であるものである。したがって、本件公文書に特定個人の公務員としての職及び職務遂行の内容に関する記述があるとしても、「公用パソコンの私的利用に係る措置」については当該特定職員の公務員としての職及び職務遂行の内容に係るものとは考えられず、また、本件公文書は一体として一つの個人情報であるため、本件公文書すべてに関してただし書きウに該当する情報と判断することはできない。

以上により、本件公文書は現行条例第7条第2号ただし書きア～ウのいずれにも該当しない。

(4) その他

なお、第4の1のところでは本審査委員会は現行条例に基づき判断を行うこととすると述べたが、異議申立人が実施機関の不開示理由に対する意見において「公益上の必要」について主張（異議申立人は「公益上最も重要」と表記。）していることに関し、改正前の条例第7条第1号ただし書きのイ「法令の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要であると認められるもの」についても判断を行ってみることとする。

改正前の条例第7条ただし書きイの後段「公表することが公益上必要であると認められるもの」という部分については、確かに異議申立人が主張する公益上の観点からいって、本審査委員会としては必ずしも否定することはできない。しかし、本件公文書に関しては、実質的に見て一方で保護すべき個人情報を犠牲にしてまで優先して開示する、すなわち実質的に個人情報と公益性を比較考量して個人情報を犠牲にしてまで開示するには至るものではないと考えるものである。したがって、本件公文書は改正前の条例のただし書きにも該当しない。

4 条例第8条の部分開示可否の判断

現行条例第8条第2項については、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定されており、前項の規定とは「当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき

は・・・当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定められている。

ここで本件請求を鑑みれば、第4の2で述べたように、もともと氏名を特定した公文書開示請求であるので、異議申立人は本件公文書に記載されている情報をただちに特定の個人と結びつけることができるため、何も知らない者からの開示請求の場合において個人情報等を容易に区分して除くことができる公文書（実施機関も、過去に教職員への処分に係る公文書について職員名を特定しない形での請求があった際に、個人が特定されない範囲で事案の内容等はできる限り公開したことがあると説明している。）であったとしても、本件公文書はもはや個人情報を容易に区分して除くことができなくなっているものであると考える。また、たとえ容易に区分して除くことができるとしても、有意な情報はすべて不開示情報と考えざるを得ず、したがって残余の部分については枝葉末節の文言のみが残ることとなり、同条第1項ただし書き以下の有意の情報が記録されていないと認められるときに該当する。

以上から本件公文書については部分開示の規定が適用できるものではないと判断する。

5 本審査委員会による本件公文書の調査について

本件請求を踏まえ、本審査委員会において尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第9条で規定する「審査委員会は、必要があると認めるときは・・・諮問した実施機関に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。」という権限を行使し、実際に実施機関に本件公文書の提示を求め、その内容について具体的に審査（いわゆる「インカメラ審査」）を行った。その結果、これまで判断を行ったとおり、本件公文書に限っては、個人情報原則不開示の例外規定であるただし書きのいずれにも該当せず、また個人情報を容易に区分して除くことはできず、したがって部分開示の規定が適用できるものではないと判断したものである。

6 結論

上記の理由により、「第1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|-------------|----------------------|
| 平成17年5月30日 | ・ 諮問書を受理 |
| 平成17年11月2日 | ・ 審査委員会第2部会に付託、審議 |
| 平成17年11月30日 | ・ 審議 |
| 平成17年12月22日 | ・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議 |
| 平成18年1月11日 | ・ 審議 |
| 平成18年2月22日 | ・ 答申 |

審査委員会第2部会委員名簿

| 氏 名 | 現 職 | 備 考 |
|-------|----------------------|-----|
| 米丸 恒治 | 神戸大学大学院教授 (法学研究科) | 部会長 |
| 石橋 伸子 | 弁護士 (神戸シティ法律事務所) | |
| 坂本 勝 | 龍谷大学法学部教授 (政治学科) | |